臨時休園に伴う代替保育事業について(変更点)

令和 4 年度 (変更後)			令和3年度(変更前)		
・利用できる保護者の要件			・利用できる保護者の要件		
① 医療機関等に従事している			医療従事者(医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技師、薬剤師、保		
② 介護保険関連施設に従事している			健所職員等)		
③ 障がい福祉施設に従事している					
④ 保育所等又は学童保育所に従事している					
⑤ ひとり親世帯(職業は問わない)					
・利用できる児童の要件			・利用できる児童の要件		
① 利用を希望する児童が保健所から健康観察等の指示を受けていない場			① 利用を希望する児童が保健所より健康観察等の指示を受けていない場		
合			合		
② 利用を希望する児童が陽性者との接触者名簿に含まれていない場合			② 利用を希望する児童が PCR 検査等を受け、陰性が確認されている場合		
③ 利用を希望する児童が利用当日に受けた抗原検査の結果が陰性である					
場合					
・受け入れ人数			・受け入れ人数		
		-			
開所施設	定員		開所施設	定員	
① 酒田子育て支援センター	1日当たり15名以内		① 酒田子育て支援センター		
② 平田子育て支援センター	1日当たり各施設 5名以内		② 平田子育て支援センター	1日当たり各施設	
③ 八幡子育て支援センター			③ 八幡子育て支援センター	5名以内	
④ 松山子育て支援センター	0石以内		④ 松山子育て支援センター		
		=			

※ 代替学童保育については、利用できる保護者の要件と利用できる児童の要件を代替保育と同様に変更した。